

# 都城市立富吉小学校いじめ防止基本方針

令和3年11月

都城市立富吉小学校

## はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「都城市立富吉小学校いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの理解	2
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめへの対処	3
(4)	地域・家庭・関係機関との連携	3
第2	学校におけるいじめの防止等に関する事項	
1	いじめの防止等の対策のための組織	4
2	いじめ防止等に関する措置	4
(1)	いじめの防止	4
(2)	早期発見の措置	4
(3)	いじめに対する措置	5
3	その他の留意事項	6
(1)	校長のリーダーシップによる対応	6
(2)	道徳教育や人権教育の充実	6
(3)	インターネット上のいじめへの対策	6
(4)	感染症等による差別・誹謗中傷への対策	6
(5)	地域や家庭との連携について	7
(6)	関係機関との連携について	7
4	重大事態への対処	8
(1)	重大事態の意味や具体例	8
(2)	重大事態への対処	8
第3	その他の事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	8
2	ホームページ等での公開	8

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの定義

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### (2) 具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

## 2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。特に、嫌がらせや、いじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験することも少なくない。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあることに配慮する。
- (2) 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターによる「いじめ追跡調査2016～2018」によると、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）や暴力を伴ういじめ（ひどくぶつかる・叩く・蹴る）に関する加害経験率と被害経験率のいずれも減少している背景として「いじめ対策推進法」の施行による影響を指摘している。教職員の意識の変化によるいじめ認知件数の増加と、いじめ指導の変化によっていじめ経験率等が減少することで「発生件数」の減少につながることが期待されている。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも留意し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校はその一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

#### (1) いじめの防止

ア いじめ問題克服のためには、未然防止の観点が必要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、全職員が一体となり、継続した取組を行う。

イ 学校の教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない」ことを発達の段階に応じて指導し、豊かな情操や道徳心、人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図るストレス等に適切に対処できる力を育む。

エ 未然防止の観点から、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりに努める。

#### (2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

イ いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知する。

ウ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、地域、家庭と連携して児童を見守る。

#### (3) いじめへの対処

ア いじめが認識された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する際、組織的な対応を行い、関係機関と連携して指導を行う。

イ 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解するとともに、学校における組織的な対応を可能とする体制を整備する。

#### (4) 地域・家庭・関係機関との連携

ア P T A や地域連絡協議会等と連携し、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策を推進する。

イ 関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。

## 第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会（I F委員会）」を設置する。月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

#### 【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、関係教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、その他

#### 【活動】

- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定
- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案

### 2 いじめの防止等に関する措置

#### (1) いじめの防止

##### ア 児童が主体となった活動

- 異学年交流会（弥五郎タイム）の実施
- 学級活動での話し合い活動の実施
- 縦割り清掃活動の実施
- 特別活動等による児童同士のよりよい人間関係の構築

##### イ 教職員が主体となった活動

- 教育相談週間の設定
- 規律正しい態度で、主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり
- 傍観者にならないための指導
- 教科や道徳科、学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の設定
- 外部講師による講演会の実施
- P T A 総会及び上富吉地域総会での学校の方針説明
- 学校公開（オープンスクール）の実施
- 学級通信を活用したいじめ防止活動の報告
- 保護者を対象とした研修会の開催
- 校外学習等での事前指導の徹底
- 命の大切さを考える日の取組（毎月1日）

#### (2) 早期発見の措置

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

- 児童の発する具体的なサイン

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施する。

- 学校独自のアンケートの実施・分析・共有
- 県下一斉のアンケートの実施・分析

エ 児童からの相談や聴き取りについては、児童が希望する教職員等が対応できる体制の構築に努める。また、児童から教職員等へいじめの情報を発信することは、多大な勇気を有するものであることを教職員等は理解し、相談に対しては迅速かつ適切に対応することを徹底する。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告するとともに組織的に対応し、被害児童を守り通す。特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ不登校対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

イ 各教職員は、学校に定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

ウ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

エ 必要な対応について、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心掛け、説明責任を負う。

オ 加害児童及び保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童及びその保護者との関係に配慮する。

カ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これら二つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ不登校対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめの解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」段階に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教

職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、いじめ不登校対策委員会等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の職員のみでなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようにする。

### 3 その他の留意事項

#### (1) 校長のリーダーシップによる対応

校長が積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等に関する取組を組織的・計画的に行えるよう必要な指導・助言を行う。いじめについての情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

#### (2) 道徳教育や人権教育の充実

ア いじめは深刻な人権侵害であるという観点から、全ての教育活動の中で、人権教育の充実を図る。

イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。なお、特別の教科道徳において児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する指導力向上に努める。

#### (3) インターネット上のいじめへの対策

ア 特定の間人間関係の中で行われる外部から見えにくい情報通信（クローズドコミュニケーション）を通じて行われるいじめへの対策について検討する。

イ 携帯電話やインターネット利用に係る実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

ウ 児童及びその保護者に対し、インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性などにより、拡散した情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることなどを理解させる取組を行う。

その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、PTA総会や特別活動などを通じた情報モラル教育等の必要な啓発活動を行う。

#### (4) 感染症等による差別・誹謗中傷への対策

ア 感染症等に関する正しい知識を基に、発達段階に応じた指導を行い、児童への偏見や差別が生じないように、生徒指導上の配慮等を十分に行う。

イ 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施などにより、児童の状況を的確に把握し、支援を行うことで心の健康問題に適切に対応する。

ウ 児童や保護者が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口等）の周知を行う。

（5）地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（6）関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をする。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の有効活用
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 重大事態の意味や具体例

###### ア 重大事態の意味

- いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

###### イ 重大事態の具体例

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

##### (2) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、直ちに校長が都城市教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

### 第3 その他の事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

#### 2 ホームページ等での公開

学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。